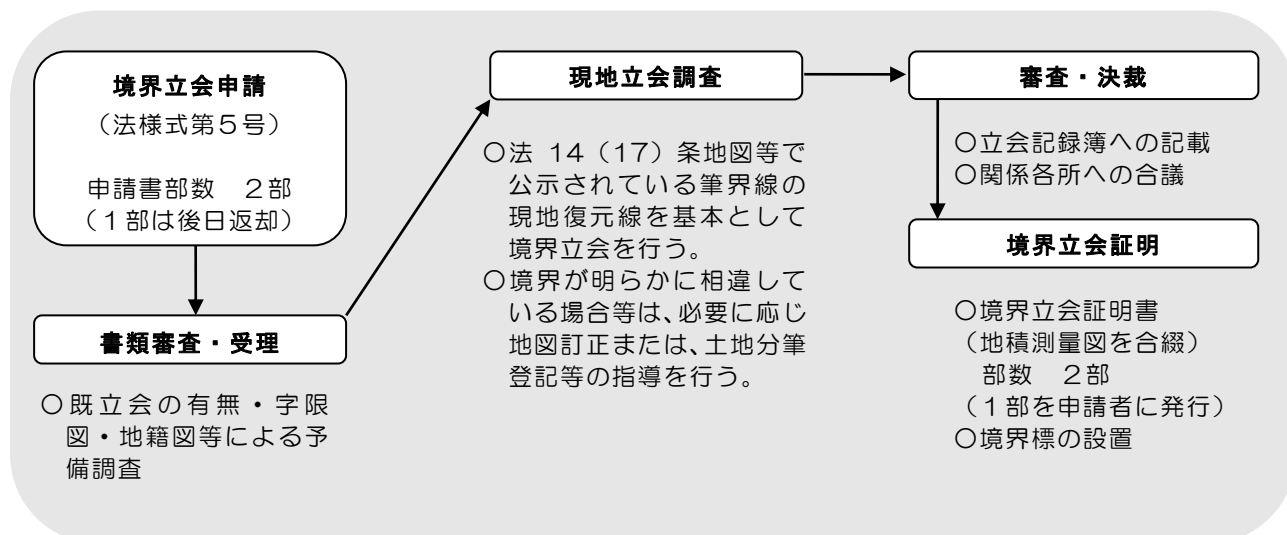


②（土地分筆登記に係る）境界立会

公共団体又は私人が土地分筆登記を行うにあたり、公有財産との境界の立会を受ける場合、境界立会の申請が必要です。



【要件】

申請者要件に該当する者の申請であること。

土地分筆登記申請に係る境界立会であること。

法 14(17)条地図、地籍図等の現地復元性のある地図が備え付けられている地域であること。

【留意点】

1. 係争中の土地に係る申請は、原則、受理しない。
2. 立会証明書の作成にあたっては、境界標の記載及び境界点と近傍の恒久的地物との距離、角度等の位置関係についての記載をもとめるものとし、数値測量による座標値を記載すること。
3. 境界線が地籍図等と明らかに相違している場合においては、地図訂正同意申請等をおこなうこと。

【提出書類】

- ☐ 官民有地境界立会申請書 (法様式第5号)
- ☐ 代理人申請の場合は本人署名の押印の委任状 . . (法様式第2号)
- ☐ 位置図
- ☐ 地籍図
- ☐ 字限図
- ☐ 法務局備え付け地積測量図
- ☐ 隣接土地所有者等の境界同意書 (法様式第3号)
- ☐ 印鑑証明書(申請者及び同意書に係る者)
- ☐ 隣接土地所有者一覧表 (法様式第4号)
- ☐ 土地登記簿謄本(申請地及び隣接地)
- ☐ 地積測量図(地籍図・法 14(17)条地図に基づき作成したもの)
- ☐ その他市長が必要と認める書類

【担当】 宍粟市 建設部 建設課 (TEL0790-63-3068)